3-3 客引き防止条例の制定にむけて

3-3-1 客引き行為の現況

川崎駅前周辺では、夕方になると、若い男や女が手に販促チラシ類を持ち、携帯電話を片手に言い寄ってくる。飲食店の客引きである。通りを歩く間に数人の客引きに声をかけられる。このような経験をした人は、多いと思われる。声をかけられたことがなくとも、そのような姿を見かけた方がほとんどであろう。

公道上での客引き行為は、神奈川県迷惑防止条例で禁止されている。ただし、この条例で客引きの対象となっている行為は、風俗営業店の客引きが対象となっている。よって、川崎駅前でみられる飲食店の客引きは対象外なのである。TMOでは、一年半前から、飲食店などの客引きを問題視しており、条例による規制を検討、提案してきた。この提案を参考に川崎区選出の市議会議員が議会で質問し、大きく取り上げられるようになった。さらに、議会での質問がつづき、市長が条例への検討を始めることを答弁し、客引き防止条例の制定に向けて一歩が踏み出された。その間、新宿区の条例化に端を発し、厚木市、大田区、大阪市など全国で客引き防止条例制定の動きが活発化している。

さて、川崎市の客引き防止条例であるが、まだ、いつ条例が議会に提出されるかについては不明であるが、他都市の先行事例を踏まえた条例案が検討されていると思われる。しかし、条例を制定することが目的ではなく、かつ条例を制定すれば客引きがなくなるものではないことは、新宿区のヒアリングでも明らかである。よって、条例の制定は、客引き防止の規制するための、条件整備ととらえることが必要である。道路のはみ出し看板や商品展示の規制においても、法的根拠をもってはじめて規制する活動ができるのであり、客引き防止においても、条例ができることで、客引き規制の活動が可能となるのである。

3-3-2 客引き防止条例の制定に向けて

川崎市の客引き防止条例制定にむけては、TMO の活動を通じて川崎市議会での質問から具体的に動き出した。市長による条例化への積極的な答弁により、市として条例制定に向けての対応を図ることとなる。現在、市民・こども局市民生活部地域安全推進課が窓口となって、条例案が検討されている。他都市の条例の検討、川崎駅東口周辺の客引きの現状把握と行い、27 年度中の制定を目指している。